

令和7年度夏季プール研修業務委託仕様書

この仕様書は業務の概要を示すものであり、実施にあたり甲・乙は誠意をもって行うものとする。

1 業務名
令和7年度夏季プール研修業務委託

2 業務内容
夏季プール救護員育成のための研修
※1回当たりの参加者数20～30名程度

3 実施場所

公園名	住所	電話番号
埼玉県公園緑地協会本部	さいたま市大宮区高鼻町4-130 地内	048-640-1593
川越公園 (川越水上公園)	川越市大字池辺880 地内	049-241-2241
しらこぼと公園 (しらこぼと水上公園)	越谷市大字小曾川985 地内	048-977-5111
加須はなさき公園 (加須はなさき水上公園)	加須市水深1722 地内	0480-65-7155

4 実施日時

実施場所	実施日時
埼玉県公園緑地協会本部	①令和7年5月31日(土) 9時～17時 ②令和7年6月1日(日) 9時～17時 ③令和7年6月7日(土) 9時～17時 ④令和7年6月8日(日) 9時～17時
川越公園	①令和7年6月29日(日) 9時～12時
加須はなさき公園	①令和7年7月5日(土) 9時～12時
しらこぼと公園	①令和7年7月6日(日) 9時～12時

5 研修実施にあたっての準備その他

(1) 研修の構成

以下の要素を含んだ構成をすること。

- ア ウォーターリスクマネジメントについて
- イ コミュニケーションについて
- ウ リーダーシップについて
- エ チームワークについて
- オ プール監視について

(2) 研修資料・研修内容

以下によるものとする。

乙は、甲の意見を踏まえ資料を作成し、資料及び研修内容について甲の了承を得ること。

乙は、資料の作成及び研修実施に当たり必要となる甲の意見を聴取するため、甲（本部及び研修実施場所となる公園の事務担当者）との打合せを適宜実施すること。

乙は、研修資料を作成の上、研修実施場所に持参すること。ただし、打合せ等で決定した甲が作成する資料についてはその限りでない。

(3) 負担区分

乙は、事前打合せに係る諸経費、講師の交通移動費を含め、研修実施に当たり必要となる一切の負担をするものとする。（研修実施会場の設営を除く。）

6 著作権等について

(1) 乙は、甲に対し、委託業務において使用する教材等が、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証する。また、第三者との間において著作権等の権利侵害等の紛争が生じた場合、乙は乙の責任と費用負担により、当該紛争を解決し処理するものとする。

(2) 甲は、委託業務に関連して乙より提供を受けた全ての著作物を、当該研修のみに使用するものとし、乙の事前同意を得ることなく、当該研修以外の目的での使用、複製、転写、頒布を一切行わない。

(3) 甲が前項の規定に違反して乙の事業に損害を与えた場合は、甲は乙に対し、一切の損害を賠償するものとする。